

第1841号
令和6年7月1日

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎長官所長会同 (令和6年6月19、20日開催) における最高裁判所長官挨拶	1
◎記事	3
●広報テーマ（8月分）	
●高齢者叙勲	
●叙位・叙勲（4月分、死亡者のみ）	
●人事異動（6月5日～6月18日）	
◎最高裁判所規則	4
●民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について	
◎法律等	4
●民法等の一部を改正する法律の公布について	

最高裁判所長官挨拶

（令和6年6月19、20日開催の高等裁判所長官、
地方裁判所長及び家庭裁判所長会同におけるもの）

社会のデジタル化の一層の進展、特にコロナ禍に伴う行動の制約の下でのデジタル技術の活用は、従来の仕事の仕方や人と人との関わり方を大きく変容させ、国民の価値観や行動様式の多様化を加速させました。裁判制度が、国民から信頼され、法の支配を支える基盤であり続けるためには、裁判の本質を見据えつつ、このような価値観や行動様式の変化等を敏感かつ確に捉え、柔軟に、そして大胆に諸課題に対応することが不可欠です。現在取り組んでいる裁判手続のデジタル化や裁判所組織の見直しも、そのような対応の一環にほかなりません。

裁判運営の改善に当たっては、既存の運用や基となる考え方に対する批判的検証が不可避であり、現状変更に対する抵抗感を伴います。これを克服して建設的な検討を進めるには、経験や世代の違いを超えた率直な意見交換、新たな挑戦による「失敗」の価値を認め、これを組織的な「財産」とするチャレンジ精神の醸成が不可欠です。

その検討においては、担当する事務の経験年数が少ない者がいることや、子育て、介護、ライフスタイルの多様化などの事情から執務に充てる時間に制約がある者も増えているといった現実を直視し、裁判官を含む裁判所職員全体が、無理なく適正な事務を遂行できるような事務の方法やマネジメントの確立が求められます。合理的で適正な事務の確保や裁判所職員の研さん支援のため、事務処理に必要な知識やノウハウを組織的に共有する仕組みの整備も必要です。

利用者の視点からは、裁判に要する時間は紛争解決に要するコストであり、内容の適正さとともに、紛争解決手段としての裁判に対する信頼に関わる要素です。民事訴訟事件や裁判員裁判対象事件の審理期間の長期化傾向が続き、近時は家事調停事件の長期化も指摘されています。その要因は様々ですが、これまでの経過を踏まえると、審理を合理化、効率化して利用者や裁判所の負担を全体として軽減することが現実的な対応策であると言えます。そして、このように負担を軽減することは、デジタル化後の記録検討の負担への対応、重大な事件への的確な対応や研さんのための余力の確保等のためにも有効であり、ひいては、裁判の質の更なる向上につながると考えられます。

デジタル化が先行する民事訴訟では、既にウェブ会議による争点整理等が約8割の事件で実施されていま

す。この間、争点整理を合理的、効率的に行うための検討が重ねられた結果、序盤で口頭議論を行って争点の大枠の認識を共有する手法の有効性が確認され、各裁判官がこの手法を実践し、その効果や課題等についての経験を交換し蓄積するという段階に移行しています。今後は、新たな手法の実践に対する抵抗感や不安感を軽減し、成功例や失敗例を率直に共有し、アイデアや助言を得られる場の設定など、新たな検討段階に即した支援態勢が必要です。書記官事務についても、合理的、効率的な審理の実践にその専門性を生かせるよう、デジタル化後の事務フローを想定した検討を加速させることが求められます。

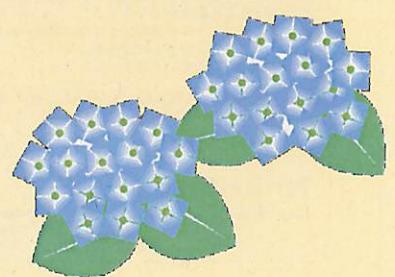
家事事件の分野では、家族法制の見直しを中心とする民法等の一部を改正する法律の施行に向けた準備とともに、現行法下での事件処理においても、家庭裁判所調査官の専門的知見の効果的な活用や、制度趣旨に沿った適切な判断を迅速に行うための判断枠組みを踏まえた審理運営が必要です。多様で多数の事件を取り扱う家事事件では、僅かな非効率が累積して大きな負担になることから、その対応力を強化するためには家事事件全体の審理の合理化、効率化を図り、必要な人的・物的態勢を検討していく必要があります。ウェブ会議は、審理の迅速化や家事事件利用者の物理的・心理的負担感の軽減にも有効なツールであり、効果的に活用することが望れます。庁の規模が比較的小小さく、一人が多種多様な事件を担当することの多い家事事件では、必要な知識やノウハウ等を的確に共有する態勢の整備が特に重要であり、より規模が小さい部署で取り扱われている少年事件では一層切実な問題です。

裁判員裁判対象事件の公判前整理手続の長期化の問題については、手続を主宰する裁判官の間で争点整理の到達目標について改めて議論するなど、裁判所側で対応可能なものから取り組むことが現実的です。デジタル化後の審理を見据えると、争いのある裁判員裁判非対象事件でも人証中心、公判廷中心の審理の実践が不可欠です。

裁判事務及び司法行政事務は、いずれも裁判所の紛争解決機能の充実強化に向けられています。これを担う裁判所職員の職務内容は、その専門性にふさわしい中核事務に注力できるものとし、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した形で柔軟に働くことのできる環境を整備することが大切です。

裁判所職員の一人一人が、国民から負託された裁判所の紛争解決機能を支えているというプライドを持つて、真摯に職責を果たすことを期待して、私の挨拶とします。

以上



記事

◎広報テーマ(8月分)

裁判員制度

18歳、19歳の 裁判員経験者の声を聞いてみたよ！

令和5年から裁判員に18歳、19歳も選ばれるようになったけど、18歳、19歳のみなさんは実際に裁判員を経験してどうだったかニャ？意見や感想を教えてほしいな＊

自分の犯罪に対する考え方の甘さや法律の重さを実感することが出来た！

裁判や評議に参加するという貴重な経験をさせていただき、いい意味で裁判や裁判官の方々の印象が変わりました

ムフムなるほど～＊他の裁判員や裁判官との評議はどうだったかニャ？

年齢が全然違う人たちと意見を述べて改めて人によって考え方方が違うなっていう事を実感した

歳も性別も職業も全く違う人達の意見を聞く事や自分の意見を言う事もとても良い経験だと思った！

教えてくれてありがとう！その他でなにか思ったことはあるかニャ？

今まで向かなかった関心が向くようになり裁判に対する印象が変わったかな＊日頃見るニュースにもこういった背景があるのだと知れてよかったです。

裁判員の経験が日常生活に活かされているだなんて驚いたニヤ！良い経験だった、経験してよかったと思ってくれている方が多いみたいでうれしいニヤ＊

次のページでは、裁判所で行われている裁判員経験者との意見交換会で裁判員経験者から語られた若い方へ向けたメッセージを紹介するね！

裁判員経験者との意見交換会

意見交換会は法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）が集まり、裁判員経験者に裁判員制度についての率直な意見や感想を語っていただく場で、その概要是裁判所のウェブサイトにも掲載されています。

意見交換会開催概要はこちら
<https://www.saibannin.courts.go.jp/access/ikenkoukan/index.html>

QRコード

意見交換会の場で語られた
経験者から若い方へ向けたメッセージを紹介します！

- 若い方の意見を裁判所の人も積極的に聞きたいと思っているし、自分の意見が無駄にならず、大事な一票として生かされるから積極的に参加してほしい。分からぬところは教えてもらえるので、安心して参加してほしい。
- ニュースや新聞など報道を見る目が変わった。若いときに裁判員裁判を経験できれば、もっと視野が広くなり、社会全体を見れるようになると思う。自身のためにもなるのでぜひ参加してほしい。
- 若い人ならではの視点からの意見があるからこそ、周りの人も気付くことがたくさんあると思いますし、皆さんしか出せない答えが出せると思いますので、皆さんのが裁判員に選ばれた際には、ぜひ参加してみてください。

裁判員は、衆議院議員の選挙権がある方であれば、原則としてだれでも選ばれる可能性があります。
裁判員制度は、法律の専門家ではない国民のみなさまに参加していくことにより意義のある制度です。
皆様の積極的なご参加をお願いします。

裁判員制度をもっと詳しくお知りになりたい方へ！

ウェブサイトはこちら

裁判員制度ウェブサイト
<https://www.saibannin.courts.go.jp/index.html>

QRコード

◎高齢者叙勲

別紙「高齢者叙勲」のとおり

◎叙位・叙勲（4月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和6年4月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

名古屋高等裁判所判事

吉田 彩

富山地方・家庭裁判所長

富山地方・家庭裁判所長

中山大行

横浜地方裁判所判事

佐藤卓生

横浜地方裁判所判事

高倉篤磨

東京高等裁判所判事

森田初恵

定年退官

(以上 6月 5 日)

さいたま地方・家庭裁判所判事

東海林 保

(6月 6 日)

知的財産高等裁判所判事

中平 健

山形地方・家庭裁判所長

原 克也

さいたま地方・家庭裁判所川越支部長

さいたま地方・家庭裁判所川越支部長

松本明敏

(以上 6月 7 日)

定年退官

岡野清二

(6月 9 日)

東京地方裁判所判事補

佐々木康平

(6月 12 日)

定年退官

松井千鶴子

(6月 17 日)

松江地方・家庭裁判所長

西村欣也

大阪地方・家庭裁判所堺支部長

大阪地方・家庭裁判所堺支部長

山地 修

(以上 6月 18 日)

最 高 裁 判 所 規 則
法 律

『民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について』

『民法等の一部を改正する法律の公布について』

(令和六年五月二十四日公布 法律第三十三号)

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則が、令和六年六月十二日に公布されました。

この規則は、最近における経済事情の変動に鑑み、証人等の日当の最高額を引き上げることを目的としたものです。

この規則は、本年七月一日から施行されます。

(規則の条文及び新旧対照条文は、電子決裁システムにより配信済み。)

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

(令和六年六月一二日公布 最高裁判所規則第一二二号)

この法律は、子の権利利益を保護する観点から、子の養育についての父母の責務に関する規定の新設、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにする等の親権に関する規定の整備、子の監護に要する費用の支払を確保するための制度の拡充、家事審判等の手続における父又は母と子との交流の試行に関する規定の新設等の措置を講ずるものであり、同法附則第一条により、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(法文は、令和六年五月二十八日付け最高裁判所第五三六号で通知したところです。)

◎民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添1のとおり

◎民法等の一部を改正する法律新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

(別紙)

高 齡 者 叙 熟

元東京簡易裁判所判事	土 田 利 男	6.1	瑞 小
------------	---------	-----	-----

(別紙)

叙位・叙勲(令和6年4月、死亡者のみ)

元東京家庭裁判所少年訟廷管理官	中田 晴明	4.1	正五位 瑞双
元日本弁護士連合会理事	永井 弘通	4.1	従五位
元日本弁護士連合会常務理事	増田 義憲	4.4	従五位 旭小
元広島地方裁判所刑事次席書記官	安田 弘	4.4	従五位 瑞双
元福島家庭裁判所郡山支部主任書記官	石田 正彦	4.5	従六位 瑞双
元最高裁判所判事	才口 千晴	4.17	従三位
仙台高等裁判所判事	小林 久起	4.20	正四位 瑞中
元前橋家庭裁判所長	加藤 一隆	4.24	正四位
元日本弁護士連合会常務理事	柴田 真里	4.27	従五位 旭小

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条 関係—民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)

新

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第八十七条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による審査をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出席すべき旨の呼び出しを受けた者については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人

旧

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第八十七条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による審査をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出席すべき旨の呼び出しを受けた者については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人、

第二条 関係—刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第八号)

新

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千八百円以内とする。

旧

(証人等の日当の額)

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千二百円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千七百円以内とする。

、査証人及び同法第二百十八条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)又は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者についてとは一日当たり七千八百円以内とする。

新

査証人及び同法第二百十八条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)又は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千七百円以内とする。

旧

第三条 関係—人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則(昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号)

第三条 (略)

2 日当の額は、一日当たり七千八百円以内において、裁判所が定める。

	新	旧	新	旧
第七条 （略）			第七条 （略）	
2 日当の額は、一日当たり一万五百円以内において、裁判所が定める。			2 日当の額は、一日当たり一万四百円以内において、裁判所が定める。	

	新	旧	新	旧
第五条関係—参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）				
第六条 （略）			第六条 （略）	

- 6 -

- 5 -

	新	旧	新	旧
第七条 （立会人の日当等）			第七条 （立会人の日当等）	
2 日当の額は、一日当たり一万五百円以内において、裁判所が定める。			2 日当の額は、一日当たり六千四百四十円以内において、裁判所が定める。	

- 7 -

	新	旧	新	旧
第七条関係—執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）				
第六条 （立会人の日当等）			第六条 （立会人の日当等）	

- 8 -

第八条関係—裁判員の参加する刑事裁判に関する規則(平成十九年最高裁判所規則第七号)

新	旧
第七条 (略) （裁判員等の日当・法第十一条等）	第七条 (略) （裁判員等の日当・法第十一条等）
2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については 一日当たり一万二百円以内において、裁判員等選任 手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判 員候補者については一日当たり八千二百円以内におい て、それぞれ裁判所が定める。	2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については 一日当たり一万百円以内において、裁判員等選任 手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判 員候補者については一日当たり八千二百円以内におい て、それぞれ裁判所が定める。

(夫婦間の契約の反対権)
第百四十四条规定は、夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方から「これを取り消すことができる」ただし、第三者の権利を害することができない。

(離婚の届出の受理)

第七百六十五条 离婚の届出は、その離婚が前条において準用する第七百三十九条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないこと及び夫婦間に成年に達しない子がある場合は次の各号のいずれかに該当することを認めた後でなければ、受理することができない。
一 異性者の定めがされていること。
二 被相手者の指定を求める民事裁判又は民事調停の中立者がされていること。

2 (略)

(離婚の届出の受理)

第七百六十五条 离婚の届出は、その離婚が前条において準用する第七百三十九条第二項の規定及び第八百十九条第一項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。

2 (上)

(上)

否かを判断するに当たっては、當該親権の範囲、
當該親権の範囲を考慮するものとする。この場合の「後的事情」
は裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）
による調停の有無又は
裁判外紛争解決手続（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。」の利用の有無、協議の結果についての公正記録の作成の有無その他の事情をも勘案するものとする。
二、(親権の行使方法等)
第八百二十四条の二 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。
一 その一方のみが親権者であるとき。
二 他の一方が親権を行うことができないとき。
三 子の利益のため緊急の事情があるとき。
四母は、その双方が親権者であるときであつても、前項本文の規定にからず、監護及び教育に関する日常の行為に係る特別の事項を單独ですることができる。
親権の行使に係る親権の行使（第一項ただし書又は前項の規定により父の一方が単独で行うことができるものを除く。）
について、父母間に協議がなれない場合であつて、子の利益の観点から親権の行使に係る親権の行使（第一項ただし書又は前項の規定により父の一方が単独で行うことができるものを除く。）

(新設)

1

第一章 (總)		第二章 (總)	
第一節 (同上)		第五款 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例 (第六百六十七条の十五・第六百六十一条の十七)	
(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)		(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)	
第一百五十一条の一 債権者が次に掲げる債務に係る定期預約の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについては、債権執行を開始することができる。		第一百五十一条の一 債権者が次に掲げる債務に係る定期預約の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについては、債権執行を開始することができる。	
一・一 (略)		一・一 (同上)	
三 民法第七百六十六条规定及び第七百六十六条规定(これらの規定を同法第七百四十九条、第七百七十二条及び第七百八十八条规定及び第七百八十八条において適用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務		三 民法第七百六十六条(同法第七百四十九条、第七百七十二条及び第七百八十八条において適用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務	

4 父が認知した子に対する親権は、相手が行う。ただし、父母の
協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。
5 6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、
子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができる。
7 6 1 裁判所は、第二項又是前二項の裁判において、父母の双方を
親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当
たつては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との間
係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、
次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方又
を親権者と定めるにより子の利益のため親権者と定めなければならぬ
ときは、父母の一方を親権者と定めなければならぬ。
一 ナスは母の心身に苦痛を及ぼすおそれがあると認めら
れるとき。
二 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身
に有害な影響を及ぼす旨の(次項において「暴力等」という
)を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の因
果が四分ない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して
親権を行うことが困難であると認められるとき。
第六項の場合において、家庭裁判所は、父母の協議により定
められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか

(新設)

11

<p>(子)に代わる親権の行使</p> <p>第八百三十三条规定、父又は母が成年に達しない子であるときは、当該子について親権を行つる者が当該子に代わって親権を行つ。</p>	<p>21 前項の権利義務</p> <p>第八百二十四条の三 第七百六十六条(第七回回十之二) 第八百四十一条 七十一条及び第七百八十八条において活用する場合を除く。」 の規定により定められた子の監護をすべき者は、第八百四十一条 から第八百二十三条までに規定する母姉にてて親権を行つ 者と同一の権利義務を有する。この場合において子の監護を すべき者は、出立で、子の監護及び監視の居所の指定がなされた 並びに監査の許可、その許可の取消し及びその解消をする ができる。</p> <p>前項の場合には、親権を行つる子の監護をする者を除く 「子の監護をすべき者が同項監査の規定により監査を受 け」ことを防げばよがない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(子)に代わる親権の行使</p> <p>第八百三十三条规定、親権を行つる者に、その親権に付する子に代わつ て親権を行う。</p>	<p>第一回回十之二 第八百三十三条规定、親権を行つる者に、その親権に付する子に代わつ て親権を行う。</p>	<p>(1)</p>

4 父が認知した子に対する親権は、相手が行う。ただし、父母の
権限で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。

3 (略)

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、
子又はその親権の請求によって、親権者を変更することができ
る。

4 父が認知した子に対する親権は、父母の监护で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。

ため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の監護権により、当該被監護に係る親権の行使を父母の一方が出缺することができる旨を定めることができる。

一無缺

(扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立ての特例)

第一百六一七条の十七 第五百十一一条の二第一項各号に掲げる義務
(新設)

者が次の各に掲げる申立てをした場合には、当該申立てと同時に、当該登記官に定める申立てをしてものとみなす。ただし、当該登記官が当該登記官に掲げる申立ての際に反対の意思を表示したときは、その限りでない。

第一百九十七条第一項の申立て、當該申立てに係る手続において債務者（債務者に法定代理人がある場合にあっては、当該法定代理人）が開示した債権（第二百六条第一項各号に規定する債権に限る。）又は次項の規定によりその債権が追認された債権に対する捺印命令の申立て

著者は、法律代理人がある場合であつては、「当該法定代理人」がその財産を預けなかつたときは、債務者が別途の代理人表示をした場合と除く、但し執行猶予権が「債務者の住所のある市町村」特別区を含む、「第一百六条第1項第一号において同じ」と対照的に定める事項について債務の擔保をすべき旨を命じない。

41 第三百五十三条から第五項までの規定は前項の規定による裁判について、第二百八条の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について、それぞれ適用する。

請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

二 債務者に対する第一百五十二条の二第一項各号に掲げる義務

三 債請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

四 債務者した債権者

6) 第一項の規定により賃借に対する拒絶命令の中止でがされたものとみなされた場合において、執行裁判所が第百九十七条第一項に規定する開設届出期日における手続の実施又は第二項若しくは第三項若しくは第四項第一項の規定による裁判をしてならむるに押さえるべき抵当を判定することができないときは、執行裁判所は「債務者に対する」相当の期間を定め、その期間内に既に押さえたべき抵当を確定するために必要な事項の申出を命ぜるものとすることができる。」の規定において、「債務者がそれをいつ」と内に並んであるべき抵当を確定するために必要な事項の申出をしない」とある。差押命令の申立ては、取り下したものとみなす。

(債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等)
第二百九十三条
(略)

(債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等)

第二百九十九条(同上)

二 前項第一節第四款第一項(第一百四十六条第一項、第二百五十二条及び第二百五十三条を除く。)及び第八百八十二条から第二百八十九条までの規定は前項に規定する担保権の実行及び行使について、第二百四十九条第一項、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定

定は前項に規定する一般の先取特権の実行及び行使について準用する。

新
序

定は前項に規定する一般の先取有権の実行及び行使について、一般的の先取権者(民法第七百六十九条の二)が債務者の財産について一般的の先取権者(民法第三百四十九条の二)に代わる権利を有する場合に於て、一般的の先取権者が第一回九十七条第一項の申立てをしてした場合は、第一回九十七条第一項の申立てをしてした場合について、それぞれ適用する。

31 脅威において平素用する第四百一十五条第一項の規定にかかわらず、債務者が民法第七百六十六条规定の三(同法第七百四十九条、第七百七十九条及び第七百八十八条规定において平素用する場合を含む。)の規定による手の監護に関する義務に係る金銭債務を請求する場合は、該行裁判所は「一般の先取権者」(同法第三百八十九条に規定するものに限る。)の実行としての訴訟を専門的裁判所に提起するに際しては、債務があるに認めるときは「債務者を告発する」とがかかる。

(債務者の給与債権に係る情報の取得)
第二百六条 執行裁判所は、第一百九十七条

に該当するときは、第五十五条の第一項各号に掲げる事務に係る詐欺又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権についての執行力ある裁判所の判決に対する徴収権で立てば、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所の規則で定まるところにより、該當債務者が選択したものに對し、それぞ

い場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する

(財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の十一 民事裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件(別表第一の四の項の事項についての審判事件をいい。第五十一条第五項及び第五十二条の二第一項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一～四 (略)

(管轄) 第百五十条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件(別表第一の一の項の事項についての審判事件をいい。次条第一号及び第五十五条第一項の「第一項第一号において同じ。」夫又は妻の住所地)

二 (略)

三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいい。第五十五条第一項第一号において同じ。)夫又は妻の住所地

四～六 (略)

住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(出産の分与に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の十二 民事裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件(別表第一の四の項の事項についての審判事件をいい。第五十一条第五項及び第五十二条の二第一項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一～四 (同上)

夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件(別表第一の一の項の事項についての審判事件をいい。第五十五条第一項第一号において同じ。)夫又は妻の住所地

(管轄) 第百五十条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件(別表第一の一の項の事項についての審判事件をいい。次条第一号において同じ。)夫又は妻の住所地

二 (略)

三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(別表第一の二の項の事項についての審判事件をいい。夫又は妻の住所地)

四～六 (略)

夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件(別表第一の一の項の事項についての審判事件をいい。第五十五条第一項第一号において同じ。)夫又は妻の住所地

(管轄) 第百五十一条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件(別表第一の一の項の事項についての審判事件をいい。第五十五条第一項第一号において同じ。)夫又は妻の住所地

二 (略)

三 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判において、子の監護をすべき者の指定又は变更、父又は母と子との団会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他子の監護について必要な事項の定めをする場合(ただし、当事者に對して、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずる)とができない。

四 (略)

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

</div

取消しの審判事件（同表の十の項の事項についての審判事件をいう。）第百八十四条の二第一項において同じ。）は、相手方（該人に対する申立てに係るものにおいては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（情報開示命令）

第百八十四条の二 家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取扱いの審判事件において、必要あると認めるときは、申立てにより又は監査で、当事者に対して、その収入及び財産の状況に関する情報を開示する」とを命ずることができる。

前項の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示したときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

第二百四十二条（略）

2 (略)

第三百五十二条第一項、第三百五十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第三項（第一号に係る部分及び第四号に係る部分に限る。）及び第四号（第一号に係る部分に限る。）並びに第三百七十四条の規定（管理権喪失に関する部分に限る。）並びに第三百七十五条の規定（管理権喪失に関する部分に限る。）は親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について、第二百一項第五項から第八項までの規定は破産手続における相続の放棄の承認についての申立ての受理の審判事件について準用する。

第二百六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三百七十一条（第一号に係る部分に限る。）、第三百七十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三百七十三条第一項（第一号に係る部分及び第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号に係る部分に限る。）並びに第三百七十四条の規定（管理権喪失に関する部分に限る。）は親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について、第二百一項第五項から第八項までの規定は破産手続における相続の放棄の承認についての申立ての受理の審判事件について準用する。

第二百四十二条（略）

2 (略)

第三百五十二条第一項、第三百五十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三百五十五条、第三百五十六条（第一号に係る部分に限る。）及び第三百五十八条の規定は破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件について、第二百六十九条（第一号に係る部分に限る。）

二 子の監護に関する处分の事件（別表第一の三の項の事項についての調停事件をいう。）第百五十八条第三項において同じ。）子（相手方（数人に対する申立てに係るものにおいては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（情報開示命令）

（新設）

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

29 (略)

30 (略)

31 (略)

32 (略)

33 (略)

34 (略)

35 (略)

36 (略)

37 (略)

38 (略)

39 (略)

40 (略)

41 (略)

42 (略)

43 (略)

44 (略)

45 (略)

46 (略)

47 (略)

48 (略)

49 (略)

50 (略)

51 (略)

52 (略)

53 (略)

54 (略)

55 (略)

56 (略)

57 (略)

58 (略)

59 (略)

60 (略)

61 (略)

62 (略)

63 (略)

64 (略)

65 (略)

66 (略)

67 (略)

68 (略)

69 (略)

70 (略)

71 (略)

72 (略)

73 (略)

74 (略)

75 (略)

76 (略)

77 (略)

78 (略)

79 (略)

80 (略)

81 (略)

82 (略)

83 (略)

84 (略)

85 (略)

86 (略)

87 (略)

88 (略)

89 (略)

90 (略)

91 (略)

92 (略)

93 (略)

94 (略)

95 (略)

96 (略)

97 (略)

98 (略)

99 (略)

100 (略)

101 (略)

102 (略)

103 (略)

104 (略)

105 (略)

106 (略)

107 (略)

108 (略)

109 (略)

110 (略)

111 (略)

112 (略)

113 (略)

114 (略)

115 (略)

116 (略)

117 (略)

118 (略)

119 (略)

120 (略)

121 (略)

122 (略)

123 (略)

124 (略)

125 (略)

126 (略)

127 (略)

128 (略)

129 (略)

130 (略)

131 (略)

132 (略)

133 (略)

134 (略)

135 (略)

136 (略)

137 (略)

138 (略)

139 (略)

140 (略)

141 (略)

142 (略)

143 (略)

144 (略)

145 (略)

146 (略)

147 (略)

148 (略)

149 (略)

150 (略)

151 (略)

152 (略)

153 (略)

154 (略)

155 (略)

156 (略)

157 (略)

158 (略)

159 (略)

160 (略)

161 (略)

162 (略)

163 (略)

164 (略)

165 (略)

166 (略)

167 (略)

168 (略)

169 (略)

170 (略)

171 (略)

172 (略)

173 (略)

174 (略)

175 (略)

176 (略)

177 (略)

178 (略)

179 (略)

180 (略)

181 (略)

182 (略)

183 (略)

184 (略)

185 (略)

186 (略)

187 (略)

188 (略)

189 (略)

190 (略)

191 (略)

192 (略)

193 (略)

194 (略)

195 (略)

196 (略)

197 (略)

198 (略)

199 (略)

200 (略)

201 (略)

202 (略)

203 (略)

204 (略)

205 (略)

206 (略)

207 (略)

208 (略)

209 (略)

210 (略)

211 (略)

212 (略)

213 (略)

214 (略)

215 (略)

216 (略)

217 (略)

218 (略)

219 (略)

220 (略)

221 (略)

222 (略)

223 (略)

224 (略)

225 (略)

226 (略)

227 (略)

228 (略)

229 (略)

230 (略)

231 (略)

232 (略)

233 (略)

234 (略)

235 (略)

236 (略)

237 (略)

238 (略)

239 (略)

240 (略)

241 (略)

242 (略)

243 (略)

244 (略)

245 (略)

246 (略)

247 (略)

248 (略)

249 (略)

250 (略)

251 (略)

252 (略)

253 (略)

254 (略)

255 (略)

256 (略)

257 (略)

258 (略)

259 (略)

260 (略)

261 (略)

262 (略)

263 (略)

264 (略)

265 (略)

別表第二（第三条の八、第三条の十一～第三条の十二、第二十条、

第二十五条、第三十九条、第四十条、第六十六条～第七十一条、

第八十二条、第八十九条、第九十条、第九十二条、第一百五十

条、第一百六十三条、第一百六十八条、第一百八十二条、第一百九十条

、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四

十条、第二百四十五条、第二百五十二条、第二百五十八条、第二

百六十八条、第二百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七

条、附則第五条関係）

別表第一（第三条の八、第三条の十一～第三条の十二、第二十条、

第二十五条、第三十九条、第四十条、第六十六条～第七十一条、

第八十二条、第八十九条、第九十条、第九十二条、第一百五十

条、第一百六十三条、第一百六十八条、第一百八十二条、第一百九十条

、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四

十条、第二百四十五条、第二百五十二条、第二百六十八条、第二

百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七条、附則第五条關

係）

項	事項	根拠となる法律の規定
三 分 子の監護に関する處	民法第七百六十六条第一項及び第三項制びに 二項に規定する親権をしようとする者は、次に掲げる事項を届書に 記載して、その旨を届け出なければならない。	第二百四十五条、第二百五十二条、第二百五十八条、第二百六十八条、第二百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七条、附則第五条関係

項	事項	根拠となる法律の規定
三 分 子の監護に関する處	民法第七百六十六条第一項及び第三項制びに 二項に規定する親権をしようとする者は、次に掲げる事項を届書に 記載して、その旨を届け出なければならない。	第二百四十五条、第二百五十二条、第二百五十八条、第二百六十八条、第二百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七条、附則第五条関係

五 戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十九号）（附則第八条関係）

改 正 案

現 行

第七十六条 親権をしようとする者は、左の事項を届書に記載し

て、その旨を届け出なければならない。

一 親権者と定められる当事者の氏名（親権者の指定を求める
場合又は親権者の申立てがなされた場合にあっては当事者の
氏名）及びその者が親権を行つ子の氏名

二 （略）

二 （同上）

第七十七条 （略）

② 前項に規定する離婚の届書には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

一 親権者と定められた当事者の氏名及びその者が親権を行つ
子の氏名

二 （略）

第七十七条 （同上）

第七十七条 （略）

② 前項に規定する離婚の届書には、左の事項をも記載しなけれ
ばならない。

一 親権者と定められた当事者の氏名及びその親権に附する子
の氏名

二 （同上）

第七十七条 （略）

第七十七条 民法第八百一十九条第三項ただし書又は第四項ただし
書の規定によつて協議で親権者を定めようとする者は、その旨
を届け出なければならない。

第七十七条 民法第八百一十九条第三項但書又は第四項の規定によ
つて協議で親権者を定めようとする者は、その旨を届け出なけ
ればならない。

第七十九条 第六十三条第一項の規定は、民法第八百十九条第三 項ただし書若しくは第四項の協議に代わる審判が確定し、又は 親権者変更の裁判が確定した場合において親権者に、親権喪失 、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの裁判が確定した場 合において親判を請求した者について準用する。	第七十九条 第六十三条第一項の規定は、民法第八百十九条第三 項ただし書若しくは第四項の協議に代わる審判が確定し、又は 親権者変更の裁判が確定した場合において親権者に、親権喪失 、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの裁判が確定した場 合において親判を請求した者について準用する。
---	---

		別表第一（略）
	事務局	提供を受ける国の機関又は法人
（略）		
四十一の二　外務省	（略）	
四十一の二　外務省	（同上）	別表第一（同上）
（同上）	事務局	提供を受ける国の機関又は法人
（同上）		
四十一の二　外務省	（同上）	別表第一（同上）
四十一の二　外務省	（略）	
（同上）	事務局	提供を受ける国の機関又は法人
（同上）		

百九一「三業開示手帳」によって使用する場合を含む)」の規定により同法第百九十九条第一項若しくは第二項の申立て又は同法第百四十六条第三項若しくは第七項第一項の申立て(以下このにおいて「財産開示手続実施等の申立て」とこうして、一同時に価値の差押命令の申立てをしたものとみなされる場合には、当該財産開示手続実施等の申立てをする者は、財産開示手続実施等の申立てをする時、当該財産開示手続実施等の申立ての手数料を納めなければならぬ。)この場合において、当該差押命令により差押せられるべき債務を確定することができたときは、更に債務

別表第一 (略)		別表第一 (同上)	
項	上	項	上
一 一 五 の 二	(略)	一 一 五 の 二	(回上)
イ 仲介法第十二条第二項、第十六条第三項、第五项まで、第十九条第四项、第二十条、第二十三条第五项又は第三	千円	イ 仲介法第十二条第二項、第十八条第三项、第十七条第二项から第五项まで、第十九条第二项、第三项、第十一项、第二项	千円

新聲

改 正 案	現 行
<p>(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)</p> <p>第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)、その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者は又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 次条及び第三条の二の規定による手数料の額(第九条第三項定による手数料)</p> <p>括除した額</p>	<p>(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)</p> <p>第二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)、その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者は又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 次条の規定による手数料の額(第九条第三項による手数料の額(第九条第三項の規定により還付される額があるときは、その額を</p> <p>括除した額)</p>
二二一八 (略)	二二一八 (上)
(扶養親族等に係る債権に基づく財産開示手続実務等の申立ての手数料の特例)	

十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五十五条第一項、第三百六十六条第一項若者】
「五百四十九条又は第一百七十七条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五十五条第一項、

第七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訴事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三十一年法律第二百三十一号第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、【国際的な子の尊厳の民事上の侧面に関する法律第二百二十一】
第一項の規定による申立て、【国際的な子の収取の民事上の侧面に関する法律第二百二十一】
第一項の規定による申立て、【国際的子の保護等の問題】

八 民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)(附則第十一条関係)	改 正案	現 行	
(再生計画による権利の変更の内容等) 第二百二十九条 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)
二 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)
三 次に掲げる債務に係る請求権 イ・ロ (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)
四 民法第七百六十六条及び第七百六十六条の三(これらの規定を同法第七百四十九条、第七百七十二条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務 ニ・ホ (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)	第一項の規定にかかるわらず、再生債権のうち次に掲げる請求については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。 二・一 (略)

九 借入法(平成十六年法律第七十五号)(附則第十一条関係)		現行
(免責許可の決定の効力等)	(免責許可の決定の効力等)	
第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。	ハ 民法第七百六十六条及び第七百六十六条の二(これら)の規定を同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条における適用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務	ハ 民法第七百六十六条(同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において適用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務
四 次に掲げる義務に係る請求権	四 次に掲げる義務に係る請求権	
イ・ロ (略)	イ・ロ (同上)	
二・ホ (略)	ニ・ホ (同上)	
五・七 (略)	五・七 (同上)	
2~4 (略)	2~4 (同上)	
十 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和四年法律第二百五号)(附則第十二条関係)	現行	
改 正 案		
(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)	(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)	
第十条 (略)	第十条 (同上)	
二・三 (略)	2~3 (同上)	
4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る定期期限の定めのある定期金債権をいう。	4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る定期期限の定めのある定期金債権をいう。	
一・一 (略)	一・一 (同上)	
三 民法第七百六十六条及び第七百六十六条の二(これらの規定を同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において適用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務	三 民法第七百六十六条(同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において適用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務	
四 (略)	四 (同上)	

別表第一（略）

項	上	権	下	権
一 一 五 (略)	一千三百四十円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千五百円）	（略）	（略）	（略）
一 六 民 事 執 行 法 第 一百 五 条	（略）	（略）	（略）	（略）

項	上	権	下	権
一 一 五 (同上)	一千三百四十円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千五百円）	（略）	（略）	（略）
一 六 民 事 執 行 法 第 一百 五 条	（略）	（略）	（略）	（略）

第三百二十六条 家事事件手続法の一部を次のように改正する。
 第百四十二条の見出しを「（電子調査の作成）」に改め、同条

第三百二十六条 家事事件手続法の一部を次のように改正する。
 第百四十二条の見出しを「（電子調査の作成）」に改め、同条

項 五 九 の 項 六 十 の 二 の 項 六 十 五 の 項 七 十 六 の 項 七 十 九 の 項 八 十 の 項 八 十 一 の 項 八 十 二 の 項 八 十 三 の 項 八 十 四 の 項 八 十 五 の 項 八 十 六 の 項 八 十 七 の 項 八 十 八 の 項 八 十 九 の 項 百 十 の 項 百 十 一 つ て の 審 判 の 申 立	（略）	（略）	（略）	（略）
三 四 一 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

項 五 九 の 項 六 十 の 二 の 項 六 十 五 の 項 七 十 六 の 項 七 十 九 の 項 八 十 の 項 八 十 一 の 項 八 十 二 の 項 八 十 三 の 項 八 十 四 の 項 八 十 五 の 項 八 十 六 の 項 八 十 七 の 項 八 十 八 の 項 八 十 九 の 項 百 十 の 項 百 十 一 つ て の 審 判 の 申 立	（略）	（略）	（略）	（略）
三 四 一 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

図 する 基 本 指 標	図 する 基 本 指 標
第三百二十四条 子の返還に関する事件、子の返還の強制執行に係る事件及び子どもの交渉の強制執行に係る事件（子の返還等に関する事件）といふ。）であつて送行日前に開始されたものにおける裁判所の許可を得ないする裁判所の正本、原本又は抄本の交付の請求については、なお従前の例によつて、	第三百四十四条 子の返還に関する事件、子の返還の強制執行に係る事件及び子どもの交渉の強制執行に係る事件（子の返還等に関する事件）といふ。）であつて送行日前に開始されたものにおける裁判所の正本、原本又は抄本の交付の請求については、なお従前の例によつて、

（図する基の指標）
 第三百四十四条 子の返還に関する事件、子の返還の強制執行に係る事件及び子どもの交渉の強制執行に係る事件（子の返還等に関する事件）といふ。）であつて送行日前に開始されたものにおける裁判所の正本、原本又は抄本の交付の請求については、なお従前の例によつて、

（図する基の指標）
 第三百四十四条 子の返還に関する事件、子の返還の強制執行に係る事件及び子どもの交渉の強制執行に係る事件（子の返還等に関する事件）といふ。）であつて送行日前に開始されたものにおける裁判所の正本、原本又は抄本の交付の請求については、なお従前の例によつて、

（図する基の指標）
 第三百四十四条 子の返還に関する事件、子の返還の強制執行に係る事件及び子どもの交渉の強制執行に係る事件（子の返還等に関する事件）といふ。）であつて送行日前に開始されたものにおける裁判所の正本、原本又は抄本の交付の請求については、なお従前の例によつて、

（図する基の指標）
 第三百四十四条 子の返還に関する事件、子の返還の強制執行に係る事件及び子どもの交渉の強制執行に係る事件（子の返還等に関する事件）といふ。）であつて送行日前に開始されたものにおける裁判所の正本、原本又は抄本の交付の請求については、なお従前の例によつて、